佐伯市人事行政の運営等の状況

人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2の規定により、佐伯市人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員の任免及び職員数に関する状況

職員数（R7年4月1日現在）	退職者	採用者	職員数（R8年4月1日現在）
830人	33人	26人	823人

※上記職員数は、常勤職員(再任用フルタイム職員を含む)数

（2）部門別職員数の状況

部門		職員数（人）		対前年比	部門		職員数（人）		対前年比
		R7年度	R8年度	（人）			R7年度	R8年度	（人）
一般行政（福祉関係を除く）	議会	7	7	0	特別行政	教育	61	57	−4
	総務	150	155	5		警察	0	0	0
	税務	55	55	0		消防	123	123	0
	労働	0	0	0		小計	184	180	−4
	農水	66	65	−1	公営企業等	病院	2	2	0
	商工	40	37	−3		水道	26	24	−2
	土木	62	62	0		交通	2	4	2
	小計	380	381	1		下水道	20	19	−1
福祉関係	民生	121	121	0		その他	39	39	0
	衛生	56	53	−3		小計	89	88	−1
	小計	177	174	−3	総合計		830	823	−7
一般行政計		557	555	−2					

2 職員の給与の状況

（1）令和7年度職員給与費の状況（普通会計）

区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	職員給与費（B）	職員給与費率（B/A）
決算額	63,121人(R8.1.1現在)	45,072,213千円	4,908,321千円	10.90%

（2）令和8年度職員給与費の状況（普通会計）

区分	職員数（A）	給与費				1人当たり給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計（B）	
当初予算額	742（44）人	3,261,956千円	547,729千円	1,378,592千円	5,188,277千円	6,601千円

※上記（1）、（2）には退職手当を含みません。
※上記（2）における職員数の（）内は再任用短時間勤務職員について外書きしたもの。

（3）職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（R8.4.1現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	356,800円	43.8歳
技能労務職	−	−

（4）初任給の状況（R8.4.1現在）

区分	初任給	採用後2年経過時
高校卒	207,500円	221,800円
大学卒	238,500円	245,700円

（5）職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（R8.4.1現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
高校卒	267,100円	302,700円	348,100円
大学卒	298,000円	341,700円	372,900円

（6）一般行政職の級別職員数の状況（R8.4.1現在）

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な職務内容	部長・次長 振興局長	課長・参事 課長補佐	総括主幹 主幹	副主幹	主任 主査	主事 技師等	主事 技師等	
職員数	10人	80人	114人	160人	97人	47人	47人	555人
構成比	1.8%	14.4%	20.5%	28.8%	17.5%	8.5%	8.5%	100%

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
※職員数については一般行政職の人数になっています。（消防職、教育職、企業職等は含まれていません。）

（7）期末・勤勉手当の状況（R8.4.1現在）

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.2625月分	1.0625月分
12月期	1.2625月分	1.0625月分
役職による加算措置5～15%		

（8）退職手当の状況（R8.4.1現在）

勤続期間	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.67月分	24.59月分
勤続25年	28.04月分	33.27月分
勤続35年	39.76月分	47.71月分
最高限度額	47.71月分	47.71月分

（9）諸手当の状況（R8.4.1現在）

手当の種類	内　　容
扶養手当	配偶者　3,500円 子　12,000円 父母等　3,500円 特定扶養加算（16歳～22歳）　6,000円
住居手当	借家（12,000円以上の者）　最高27,000円まで
通勤手当	交通機関支給限度　月55,000円 片道2Kmから65Km以上までの24区分ごとに 4,700円から33,000円まで
管理職手当	参事級以上の職員に対して支給 役職に応じた支給額（30,000円～71,000円）
特殊勤務手当	・社会福祉業務に従事する者 ・消防職員で災害現場に出動した者 ・診療所に勤務する医師 ・防疫等の作業に従事した者 ・災害応急作業等に従事した者
時間外勤務手当	労働基準法の規定に基づき支給

（10）特別職の報酬等の状況（R8.4.1現在）

区分		給与月額等
給料	市長	880,000円
	副市長	716,000円
	教育長	613,000円
報酬	議長	447,000円
	副議長	405,000円
	議員	387,000円
期末手当	市長	6月期　1.75月分 12月期　1.75月分 計　3.50月分 加算措置15%
	副市長	
	教育長	
	議長	
	副議長	
	議員	

3 職員の人事評価の状況

（1）行動評価

評価の対象	一般職の職員
評価者	一次評価者及び二次評価者が評価を決定し、最終調整者が評価を確定
評価対象期間	毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで
評価方法	職務に応じた評価項目の項目別評価（5段階）により評価
評価結果の活用方法	職員の人材育成のほか、人事管理の基礎として活用

（2）業績評価

評価の対象	一般職の職員
評価者	一次評価者及び二次評価者が評価を決定し、最終調整者が評価を確定
評価対象期間	毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで
評価方法	あらかじめ設定した目標に対する達成度を目標達成基準（5段階）により評価
評価結果の活用方法	職員の人材育成のほか、人事管理の基礎として活用

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）一般職員の勤務時間の状況（R8.4.1現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息時間	休憩時間	週休日
38.75時間	午前8時30分	午後5時	なし	午後0時15分から午後1時まで	土曜日 日曜日

（2）年次有給休暇の取得状況（R7.1.1～R7.12.31）

制度の概要	平均取得日数
全職員に対し、1年度につき20日間付与（前年度に未使用日数がある場合、最大20日を翌年度に繰越） 4月新採用者については15日	10.5日

（3）その他の休暇の種類

区　分	内　　容		付与日数
病気休暇	公務傷病、結核性疾患、その他私傷病の療養のため。		必要と認める期間
特別休暇（主なもの）	ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要であるとき。	必要と認める期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に無報酬で社会貢献活動を行うとき。	必要と認める期間
	結婚休暇	職員が結婚するとき。	9日以内
	産前休暇	一定期間内に出産する予定の女性職員が申し出たとき。	出産予定日の8週間前から出産の日まで
	産後休暇	女性職員が出産したとき。	出産した日の翌日から13週間を経過する日まで
	乳幼児養育休暇	生後3年未満の子を育てる職員が、その子の保育のために授乳等を行うとき。	1日2回、それぞれ60分以内
	忌引休暇	職員の親族が死亡したとき。	続柄に応じて付与 例：配偶者　10日以内 血族父母 7日以内
	子の看護休暇	18歳に達する日以後最初の3月31日に達するまでの子を養育する職員がその子を看護することが必要であるとき。	当該子一人につき1年に5日以内
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を必要とするとき。		連続する6か月以内での無給休暇

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和7年度）

（1）分限処分

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、その種類としては、免職、降任、休職及び降給があります。

処分事由	免職	降任	降給	休職	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	5	5
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	5	5

（2）懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、その種類としては、免職、停職、減給及び戒告があります。

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	1	0	0	0	1
（うち道路交通法違反に係るもの）	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	1

6 職員の服務の状況

全ての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法の規定により、次の義務が課せられています。

〇法令等及び上司の職務上の命令に従う義務　〇信用失墜行為の禁止
〇秘密を守る義務　〇職務に専念する義務　〇政治的行為の制限
〇争議行為等の禁止　〇営利企業等の従事制限

7 職員研修の状況（令和7年度）

実施団体	項　　目	研修参加延べ人数	主な内容
大分県自治人材育成センター	基本研修	65人	・新任課長級研修　・新任課長補佐級研修 ・新任係長級研修　・新採用職員研修
	職務研修	74人	・課税事務初任者研修　・契約事務研修 ・事務処理マニュアル作成研修　・簿記・会計研修　ほか
	支援研修	1人	・通信講座
佐伯市	人権研修	462人	・法務省人権啓発コンテンツによる動画視聴
	新採用職員研修	26人	・市職員としての基礎知識習得のための講義 ・防災士養成講座の受講

8 職員の福祉及び利益の保護状況（令和7年度）

（1）健康診断の状況

区　　分	内　　容
定期健康診断	加入健康保険組合による総合健診
各種がん検診	胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん

（2）公務災害補償の状況

加入団体	災害件数	災害の内容
地方公務員災害補償基金 大分県支部	3件	公務上、通勤上の負傷

（3）職員共済会の運営状況

団体名	会員数	公費負担額（A）	会員掛金（B）	公費負担率（A）/（A）+（B）	会員一人当たりの公費補助金額
佐伯市職員共済会	871名	7,398千円	14,175千円	34.3%	8,494円

〇主な事業内容

・永年勤続者表彰　・健康増進に関する活動助成　など

9 公平委員会に係る業務の状況（令和7年度）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

公平委員会とは

地方公務員法第7条により設置する第三者による機関で、不利益な処分を受けた職員の審査請求に対して裁決等を行います。